

第72回穴粟市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成28年12月9日（金曜日）

招集の場所 穴粟市役所議場

開 議 12月9日 午前9時30分宣告（第2日）

議事日程

- | | | |
|-------|----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 第 105号議案 | 穴粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 第 106号議案 | 穴粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について |
| | 第 107号議案 | 穴粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| | 第 108号議案 | 穴粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 第 109号議案 | 穴粟市手数料条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 第 110号議案 | 穴粟市立幼稚園設置条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 第 111号議案 | 穴粟市鷹巣診療所条例の廃止について |
| 日程第 6 | 第 112号議案 | 道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について |
| 日程第 7 | 第 113号議案 | 旧慣による公有財産の使用権の廃止について |
| 日程第 8 | 第 114号議案 | 市道路線の認定及び変更について |
| 日程第 9 | 第 115号議案 | 平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第3号） |
| | 第 116号議案 | 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号） |
| | 第 117号議案 | 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 118号議案 | 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号） |
| | 第 119号議案 | 平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号） |

- 第 120号議案 平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 121号議案 平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 122号議案 平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 123号議案 平成28年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 124号議案 平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 105号議案 穴粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 2 第 106号議案 穴粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 107号議案 穴粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 第 108号議案 穴粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 3 第 109号議案 穴粟市手数料条例の一部改正について
- 日程第 4 第 110号議案 穴粟市立幼稚園設置条例の一部改正について
- 日程第 5 第 111号議案 穴粟市鷹巣診療所条例の廃止について
- 日程第 6 第 112号議案 道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定について
- 日程第 7 第 113号議案 旧慣による公有財産の使用権の廃止について
- 日程第 8 第 114号議案 市道路線の認定及び変更について
- 日程第 9 第 115号議案 平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第3号）
- 第 116号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第 117号議案 平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第 118号議案 平成28年度穴粟市鷹巣診療所特別会計補正予算（第2号）

- 第 119号議案 平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 120号議案 平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 121号議案 平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 122号議案 平成28年度穴粟市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 123号議案 平成28年度穴粟市水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第 124号議案 平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）

応 招 議 員（18名）

出 席 議 員（17名）

- | | |
|------------------|-----------------|
| 1 番 岸 本 義 明 議員 | 2 番 稲 田 常 実 議員 |
| 3 番 林 克 治 議員 | 4 番 藤 原 正 憲 議員 |
| 5 番 飯 田 吉 則 議員 | 6 番 大 畑 利 明 議員 |
| 7 番 東 豊 俊 議員 | 8 番 福 嶋 齊 議員 |
| 9 番 榎 橋 美 恵 子 議員 | 10 番 西 本 諭 議員 |
| 11 番 実 友 勉 議員 | 12 番 高 山 政 信 議員 |
| 13 番 鈴 木 浩 之 議員 | 14 番 山 下 由 美 議員 |
| 15 番 岡 前 治 生 議員 | 16 番 小 林 健 志 議員 |
| 18 番 秋 田 裕 三 議員 | |

欠 席 議 員（1名）

- 17 番 伊 藤 一 郎 議員

職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 岡 崎 悦 也 君	書	記 上 長 正 典 君
書 記 岸 元 秀 高 君	書	記 清 水 圭 子 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市	長	福	元	晶	三	君	副	市	長	清	水	弘	和	君											
教	育	長	西	岡	章	寿	会	計	管	理	者	尾	崎	一	郎	君									
一	宮	市	民	局	長	榎	谷	米	男	君	波	賀	市	民	局	長	松	木	慎	二	君				
千	種	市	民	局	長	幸	福	定	利	君	企	画	総	務	部	長	中	村		司	君				
ま	ち	づ	く	り	推	進	部	長	坂	根	雅	彦	君	市	民	生	活	部	長	小	田	保	志	君	
健	康	福	祉	部	長	大	島	照	雄	君	産	業	部	長	中	岸	芳	和	君						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	山	石	俊	一	君	建	設	部	長	鎌	田	知	昭	君			
教	育	委	員	会	教	育	部	長	藤	原	卓	郎	君	総	合	病	院	事	務	部	長	花	本	孝	君

(午前 9時30分 開議)

議長(秋田裕三君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

御報告申し上げます。

伊藤一郎議員より、本日の会議を欠席する旨の届けが提出されておりますので、御報告いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第105号議案

議長(秋田裕三君) 日程第1、第105号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 報告いたします。

平成28年11月30日に審査付託のありました、第105号議案、宍粟市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、12月6日、7日に第11回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第105号議案についての主な改正点として、育児休暇を取得できる対象条件に「特別養子縁組を手中であって現に監護を行う子」などを追加し、介護休暇では、公務に支障のない範囲で介護を行う職員の超過勤務を免除すること、介護休業6カ月間について分割取得を可能とすること、介護休業とは別に介護のための所定労働時間短縮措置を可能とするとの説明がありました。

委員からは、介護のための休暇等が取りやすい職場環境づくりが大切であるとの意見が出されました。

審査の結果、第105号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第105号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第105号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第106号議案～第108号議案

議長(秋田裕三君) 日程第2、第106号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第108号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての3議案を一括議題といたします。

本3議案は、去る11月30日の本会議で、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 報告いたします。

平成28年11月30日に審査付託のありました、第106号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、第108号議案、宍粟市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての3議案は、12月6日、7

日に総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第106号議案については、議員の期末手当の支給割合を一般職の給与条例の改正にあわせて改正してきた経緯を踏まえ、12月支給において0.1カ月引き上げ、次年度以降は、6月支給と案分して配分するものであります。

平成27年度に開催された報酬等審議会では現状維持が妥当であるとの答申をいただいているとの説明であったが、今回の期末手当の改正についても、引き上げについては見送るべきではないかとの意見のほか、議員の報酬等については、人事院勧告や報酬等審議会の答申を参考としていることを、市民に周知する必要があるとの意見がありました。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

次に、第107号議案についても、特別職の期末手当の支給割合を一般職の給与条例の改正にあわせて改正してきた経緯を踏まえ、12月支給において0.1カ月引き上げ、次年度以降は、6月支給と案分して配分するものであります。

審査過程において、第106号議案と同様、引き上げについては見送るべきではないかとの意見のほか、議員の報酬等については、人事院勧告や報酬等審議会の答申を参考としていることを市民に周知する必要があるとの意見がありました。

審査の結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

なお、平成29年度の報酬等審議会において、議員及び特別職の期末手当については、審議会において民意が反映されるよう審議を依頼するよう申し添えるものであります。

最後に、第108号議案については、人事院勧告に基づく改定として、平成28年4月にさかのぼり給料表を平均0.2%引き上げ、12月支給の勤勉手当については一般職で0.1カ月引き上げ、再任用職員については0.05月引き上げるとともに、次年度以降は、勤勉手当の引き上げ分を6月支給分と案分して配分するものであります。

また、扶養手当につきましては、共稼ぎ世帯の増加、子どもに要する経費の実情を考慮し、配偶者に係る手当額をほかの扶養親族と同額まで減額し、子に係る手当額については引き上げを行います。

扶養手当については、一部減額となる者も出てきますが、子育て世帯については、

増額となるとの報告がありました。

審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

第106号議案、第107号議案について通告がありますので、順次発言を許可します。まず、反対者の発言を許します。

6番、大畑利明議員。

6番（大畑利明君） 6番、大畑です。第106号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正及び第107号議案、特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正の両議案に反対の立場で討論をいたします。

両議案の条例改正は、一般職の給与改定に伴いまして、議員及び市長、副市長、教育長の期末手当についても自動的に引き上げようとするものであります。

次の理由から反対するものです。

一つには、特別職の報酬及び給与は、その職務の特殊性に応じて定められるべきものであります。生計費や民間賃金の上昇など、いわゆる民間準拠として決定される一般職の給与とは性格が違うものと認識をいたします。一般職の給与改定に伴い、自動的に引き上げるといような方式は法の趣旨に背くことになるばかりか、広く民意を反映させるために設置されています報酬等審議会の実効性が失われることにもなると考えます。

二つ目には、当局の見解は、期末手当は特別職報酬等審議会条例において審議の対象ではないとの立場です。しかし、本来、期末手当も給与に含まれるものであります。報酬等審議会条例の改正をして提案するのが本来の趣旨であるというふうに思います。広く市民の意見を聞くべきところを、給料のみ意見を聞くとしている現在の条例改正がまず先決だろうというふうに思います。

三つ目に、期末手当の改定問題は、本来3月議会でも指摘がありまして、市長は

期末手当の改定も報酬等審議会の検討の一つとして今後検討していきたいと、その当時答弁されておりますが、今回、3月時点と同じ提案内容であります。一方、市民には、介護・医療などの負担増を求めてきているという立場として、今の提案内容では到底市民の理解が得られないものと考えます。

以上のことから、両議案に対して反対するものであります。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、賛成者の発言を許します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 第106号議案、宍粟市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての議案について、賛成の立場で討論を行います。

議員の報酬等については、人事院勧告や報酬等審議会の答申を参考として、また、他市や近隣の類似団体の状況を見極めた結果であり妥当と考えます。

よって、賛成といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

次に、第107号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についての議案につきましても、第106号議案と同様の理由で賛成といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。日本共産党議員団を代表して第106号議案、第107号議案に対する反対討論を行います。

私たちは、人事院勧告に基づく職員の給与については生活給であり、引き上げには賛成、引き下げには反対の立場をとってまいりました。また、議員報酬と市長等特別職の給与については基本的には引き上げについては反対、引き下げについては賛成の立場をとってまいりました。

皆さんも御存じのように、議員報酬と市長、副市長、教育長の給与は市民の声を反映するように報酬審議会に市長が諮問をして、答申を得て議会に提案し、議会で議決という手続で決定されます。

しかし、これまで長年慣例によって期末手当の支給率は人事院勧告に基づき職員と同じ支給率の改正が行われてきました。しかし、支給率が上がるということは、

年収は引き上げになるということであります。市民の議会や行政への関心が強まっている今、これまでの慣例は見直し、期末手当の支給率の改正についても報酬審議会に諮問して市民の声を聞くべきであります。

以上で討論といたします。

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、106号議案を採決いたします。

第106号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第106号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第106号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第107号議案の採決を行います。

第107号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第107号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第107号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第108号議案の採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第108号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第108号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第109号議案

議長（秋田裕三君） 日程第3、第109号議案、宍粟市手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたもので

あります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、13番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長（鈴木浩之君） 平成28年11月30日に審査付託のありました、第109号議案、宍粟市手数料条例の一部改正については、12月2日に、第11回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第109号議案では、現在、土地、家屋の証明書発行に係る手数料が、証明書が1枚に最大5件印字できることもあり、土地に関する証明が5筆まで300円、5筆を超えるときは5筆までごとに300円、家屋に関する証明は、1棟300円となっておりますが、それを今回の改正により、土地、家屋あわせて固定資産台帳に記載されている事項に関する証明1通につき300円に統一しようとするものです。例えば、土地3筆と家屋3棟で合わせて6件分の証明を発行しようとする、これまでは土地の分で300円、家屋分で900円の手数料が必要でした。また証明書の枚数としては2枚にわたることになります。

それが今回の改正で、土地3筆と家屋3棟で合わせて6件分の証明を発行しようとする、証明書は2枚になりますが、証明書の枚数に関係なく1通とみなされ、300円で発行できることになります。

また、損害保険の請求などを行う際に必要となる土地、家屋その他の被害に関する証明、いわゆる罹災証明の発行手数料が、これまでは1通につき300円と定められていましたが、その定めを削除し、無料となります。

審査の過程で、罹災証明の発行には、手数料がかからないことを条例に定める必要はないのかという質疑がありましたが、条例、上位法において定めがないものからは手数料が発生しないと考えられるので、問題は発生しないとの回答でした。手数料が下がっても、証明書発行にかかわる事務量はすぐに減るわけではないので、発行する市役所側が効率的に事務をできるようにしていただきたいこと、特に罹災証明発行は迅速に行う必要がある、災害に備え、他市町の教訓を生かして行ってほしい旨、委員会から提言いたしました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査しました結果、第109号議案、宍粟市手数料条例の一部改正については、全会一致で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第109号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第109号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第110号議案

議長(秋田裕三君) 日程第4、第110号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案は、去る11月30日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 報告いたします。

平成28年11月30日に審査付託のありました、第110号議案、宍粟市立幼稚園設置条例の一部改正については、12月6日、7日に第11回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第110号議案については、現在、一宮北中学校区において、保護者や地域住民の代表者、関係者で構成される地域協議会により、平成31年4月開設に向けて協議していただいているところですが、当該施設が整備できるまでの間、三方幼稚園において3歳児教育を実施するための改正となっております。

改正の内容としては、第3条の保育年限について、波賀幼稚園と三方幼稚園を3年とすること。第4条の幼稚園に入園できる者を波賀幼稚園と三方幼稚園については満3歳とするものです。

審査過程において、委員からは、国においても3歳児教育を推奨していることから、ただし書きをなくし、全市で3歳児教育を実施すべきであるとの意見が出されました。また、下三方幼稚園、繁盛幼稚園の取り扱いや区域外通園の扱いについて説明を求めました。

それに対し、本市としては、3歳児教育については、幼保一元化の中で進めていき一定の方向性が決定した地区から整備していくという方針に変わりないとの回答がありました。また、下三方幼稚園、繁盛幼稚園については、現在、地域での活用を検討していただいている状況であり、休園の取り扱いをしており、方向性が決定した後、改正することが妥当であるとの回答がありました。

いずれにしましても幼保一元化推進事業については、子どもたちの健全な幼児教育を行うための環境整備を行うことを第一に考え、保護者や地域の声を聞きながら進めていく必要があります。

審査の結果、第110号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます。

以上であります。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。私は、論点整理表という形では出さなかったんですけども、本会議で質疑しましたように、本来、条例というのは、全ての市民を対象に公平にサービスであればサービスが提供されなければならないですし、負担であれば公平に負担を課さなければならないということが原則になっております。

ただ、今回も提案されているように、教育委員会がこども園をつくろうというふうな方向性を認めたところのみ、3歳児保育を認めていくという、いわゆる例外規

定を増やしていくことによって、条例改正をしていくというやり方が、本来の条例の意味からいって、私はおかしいと思うんですよね。そのうち教育委員会が認定こども園の方向性を認めたという地域がもし増えていくとすれば、ある時点ではもう過半数の幼稚園が3歳児保育を受けるというふうなことになるって、五つも六つも例外規定が増えて、逆にそこに出てない幼稚園が少数派になるというような事態も想定されてくる中で、果たして条例のあり方としてもそうですし、市民に公平なサービスを提供するという意味においても、今回の条例改正のあり方というのが正しいのかどうかというふうな議論についてはされなかったのかどうか。

これは教育委員会の範疇ではなくて、総務部の法制担当の判断になるかとは思いますが、私はその部分についてもやっぱりあわせて審議をしていただきたいなと思うんですけれども、そのあたりの議論はなかったですか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） お答えします。そのあたりの議論については我々委員会としては議論をされておりません。

議長（秋田裕三君） 15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 今後、やっぱりそういう部分というのはすごく大切になってくるし、今も言いましたように、例外のほうが増えてくるような条例をそのまま放置しておくというのは異常なことなんで、法制担当の総務部の審議の際にそういう条例のあり方というふうなことについても総務委員会のほうできちっと一度議論していただきたいと思っておりますけれども、その点、どうでしょうか。

議長（秋田裕三君） 総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長（高山政信君） 今後において議論してまいりたいと思っております。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） ないようでありますので、以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておりませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第110号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第110号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 第111号議案

議長(秋田裕三君) 日程第5、第111号議案、宍粟市鷹巣診療所条例の廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、民生生活常任委員会に付託していたものがあります。

民生生活常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

民生生活常任委員長、13番、鈴木浩之議員。

民生生活常任委員長(鈴木浩之君) 平成28年11月30日に審査付託のありました、第111号議案、宍粟市鷹巣診療所条例の廃止については、12月2日に第11回民生生活常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

千種町鷹巣482の1に、昭和39年に設置された鷹巣診療所は、僻地診療所として、国や県の補助を受けながら地域医療を支える重要な役割を担ってきましたが、開設から50年以上が経過し、地域住民の医療ニーズ、社会状況の変化などに伴い、平成26年5月以降、利用者がおらず、実質的に休止状態となって現在に至っています。その間に公共交通が開設されたこともあり、僻地診療所としての要件に当てはまらなくなり、国や県の補助対象とならないことが事実となりました。

審査の過程で、合併前後の千種町の地域医療の状況、特に合併後に縮小された部分に対する質疑が多く出されました。また、千種町に限らず、宍粟市全体の地域医療の状況、今後の方向性についての議論も行われました。千種町が合併前から取り組んできた地域包括ケアシステムについては、その経験と知見を参考に全市的に展開してもらうこと、また千種診療所での外来診療に加え、通所リハビリ、訪問看護、訪問診療をさらに充実させること、鷹巣地区の公共交通を千種診療所での診察にあわせて本数、ダイヤともに検討することなどの提言がなされました。

鷹巣診療所を維持していくためには、施設の老朽化、医師不足など多くの課題があります。それは千種町に限らず、宍粟市全体に同じことが言えます。宍粟市の地域医療の方向性がまだ不透明な部分は、今後も委員会で調査、研究、提言を続けていくこととしています。鷹巣診療所の利用状況、社会状況等から総合的に判断し、一定の役割を終えたものと判断いたしました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査をしました結果、第111号議案、宍粟市鷹巣診療所の廃止については賛成多数で可決すべきものと決しましたので、御報告いたします。

議長（秋田裕三君） 民生生活常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

第111号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

第111号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

議長（秋田裕三君） 起立多数であります。

第111号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 第112号議案

議長（秋田裕三君） 日程第6、第112号議案、道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたもので

あります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 平成28年11月30日に審査付託のありました、第112号議案、道の駅「ちくさ」に係る指定管理者の指定については、12月5日に、第9回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

道の駅「ちくさ」については、平成18年度から、道の駅ちくさ管理協会にて、運営を行っておりましたが、経営状況の悪化により、指定管理を取り消すこととなったため、新たな指定管理者の公募を行いましたところ、「社会福祉法人はなさきむら」から応募がありました。

この団体については、宍粟市指定管理者選定審議会に候補者選定について諮問し、審査が実施されたところ、同団体を優先交渉権者とする答申が出されました。

この間、社会福祉法人への指定ということで、団体、県との調整を行った結果、指定管理者として指定することで、効果的・効率的な施設運営ができると判断されましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

審査の結果、第112号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第112号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第112号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 第113号議案

議長(秋田裕三君) 日程第7、第113号議案、旧慣による公有財産の使用権の廃止についてを議題といたします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、総務文教常任委員会に付託していたものであります。

総務文教常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務文教常任委員長、12番、高山政信議員。

総務文教常任委員長(高山政信君) 平成28年11月30日に審査付託のありました、第113号議案、宍粟市旧慣による公有財産の使用権の廃止については、12月6日、7日に第11回総務文教常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

関係職員の出席を求め、慎重に審査を行いました。

第113号議案については、地方自治法第238条の6第1項の規定に基づくもので、旧慣による公有財産の使用権を廃止する箇所としましては、千種町岩野辺字新宮1950番11の山林9万3,702平米のうち124.99平米を、千種町岩野辺字柳谷1527番21の山林21万7,600平米のうち5,158.95平米を、いずれの土地につきましても兵庫県により施工される天神谷川及び新宮川通常砂防工事に係る砂防堰堤建設に伴い、兵庫県に売却する必要性が生じたため廃止しようとするものであります。

審査の結果、第113号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告申し上げます

以上であります。

議長(秋田裕三君) 総務文教常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第113号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第113号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 第114号議案

議長(秋田裕三君) 日程第8、第114号議案、市道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

本議案は、去る11月30日の本会議で、産業建設常任委員会に付託していたものであります。

産業建設常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長(実友 勉君) 平成28年11月30日に審査付託のありました、第114号議案、市道路線の認定及び変更については、12月5日に、第9回産業建設常任委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告をいたします。

関係職員に説明を求め、慎重に審査を行いました。

今回、認定しようとする路線は1路線で、変更しようとする路線は6路線であり

ます。

内容といたしまして、新規認定しようとする1路線は、土地区画整理区域の見直しにより、今後、市道として整備していくことを明確にするものでございます。

また、変更認定しようとする6路線は、道路改良完成によるものが1路線、土地区画整理区域の見直しによるものが2路線、地元自治会からの要望によるものが2路線、県施工の砂防堰堤完成によるものが1路線となります。

現地確認も行い、審査をしました結果、第114号議案については、適切と判断し、全会一致で原案を可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 13番、鈴木です。第114号議案について、ちょっとお伺いしたいんですが、論点整理表も出させていただいたんですけども、今回変更の6路線の中に地元要望の2路線というのが含まれているというふうに、先ほどの報告にもありましたが、そのたくさんの方の要望がいろいろ出ているとは思いますが、どのような優先順位づけというか、事前評価がなされているか、そのあたりの議論はなされたでしょうか。その点伺います。

議長（秋田裕三君） 産業建設常任委員長、11番、実友 勉議員。

産業建設常任委員長（実友 勉君） 優先順位とか、そういったものについての話し合いはございませんでしたが、市道の認定基準、そういったものをいただきまして、検討をしました。

以上でございます。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第114号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

第114号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 第115号議案～第124号議案

議長（秋田裕三君） 日程第9、第115号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第3号）についてから、第124号議案、平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）までの10議案を一括議題といたします。

本10議案は、去る11月30日の本会議で、予算決算常任委員会に付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、16番、小林健志議員。

予算決算常任委員長（小林健志君） 平成28年11月30日に審査付託のありました、第115号議案、平成28年度穴粟市一般会計補正予算（第3号）から、第124号議案、平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）までの補正予算10議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を三つの分科会で分担して行うことと決定しました。12月2日に民生生活分科会、5日に産業建設分科会、6日・7日に総務文教分科会を開催し、それぞれ関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、8日に予算決算常任委員会を開催し、それぞれ分担して行った分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は、次のとおりであります。

今回の補正は、学校大規模改修など国の補正予算に伴う追加、平成28年度人事院勧告を踏まえた人件費の補正、平成28年度の事業費の確定による精査などが主な補正理由となっております。

まず、総務文教分科会が審査した、第115号議案の関係部分は、旧教育集会所整

備等事業補助金の追加、国の補正予算に伴い伊水小学校の屋内運動場改築工事費、一宮南中学校区の新小学校の進入路等の用地購入費、山崎西中学校と山崎南中学校の屋内運動場等の改修費用などを計上するものです。

分科会からは、国の補正予算がついたことにより、大きな事業補正となっていることに対し、計画的な事業展開を求める。特に老朽化が進む幼稚園、保育所の改築を優先すべきとの意見が出たとの報告がありました。

次に、民生生活分科会が審査した、第115号議案の関係部分は、平成29年度から新たな3カ年契約を行う火葬場管理運営及び霊柩自動車運転業務委託の債務負担行為、国の補正予算に伴う経済対策分の年金生活者等臨時福祉給付金などを計上するものです。

次に、民生生活分科会が審査した、第116号議案、平成28年度穴粟市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）から、第120号議案、平成28年度穴粟市訪問看護事業特別会計補正予算（第2号）までの特別会計5議案については、主に人事院勧告を踏まえた人件費の補正を追加するものです。

なお、第117号議案、平成28年度穴粟市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）においては、人件費のほか波賀診療所の嘱託医の委託料の追加、また、第119号議案、平成28年度穴粟市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）においては、施設介護サービス給付費の減額、特定入所者介護サービス給付費の増額などです。

なお、分科会からは、地域包括ケアシステムの構築が急がれており、ニーズを的確に把握した上で持続可能性を十分に考慮し、計画的に実施できるよう、調査を続けていくとの報告がありました。

次に、産業建設分科会が審査した、第115号議案の関係部分は、耕作放棄地対策事業補助金の追加、県営急傾斜地崩壊対策事業負担金の追加、かわまちづくり事業の工事費の増額などです。

次に、第121号議案、平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）から、第124号議案、平成28年度穴粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）までの特別会計4議案については、主に人事院勧告を踏まえた人件費の補正を追加するものです。

なお、第121号議案、平成28年度穴粟市下水道事業特別会計補正予算（第2号）においては、人件費のほか、管路施設調査業務や千種中央浄化センター監視制御設備の改修工事費を減額するものです。

また、第124号議案、平成28年度宍粟市農業共済事業特別会計補正予算（第1号）においては、人件費のほか、家畜死廃の事故増加に伴う共済金の増額を行うものです。

以上、3分科会から報告を受けた後に、第115号議案、宍粟市一般会計補正予算（第3号）の中で議会議員及び特別職の期末手当を追加補正する部分に対して、その予算を減額する修正動議が出されました。

採決の結果、修正案は賛成少数で否決となりました。

また、3分科会の報告並びに修正案の説明の後、質疑と自由討議を行いました。

委員の意見は、第115号議案、一般会計補正予算に集中し、質疑では、旧教育集会所整備等事業補助金要綱における対象となる建築区分で新築、改築の考え方、要綱における定義づけの部分、また、学校施設整備費関係で施設の大規模改修の提案がなされているが長寿命化改良事業との財政負担の比較検討がなされ、分科会としてどう判断したのか質疑が出されました。

次に、自由討議では、旧教育集会所整備等事業補助金の関連で行われ、現行の要綱での支出は適正に欠くと思われる。また、公金使途として補正の説明内容が不十分であったとの意見が出されました。

これらに対して、委員長としては、総務文教分科会並びに総務文教常任委員会において詳しく調査するようお願いをしております。

採決しました結果、第115号議案は賛成多数、第116号議案から第124号議案までの9議案については、いずれも全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長（秋田裕三君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

次に、本10議案のうち第115号議案について、鈴木議員ほか2名から、お手元に配りました修正動議が提出されておりますので、これを本案とあわせて議題といたします。

提出者の説明を求めます。

13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 第115号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案を地方自治法第115条の3及び会議規則第17条の規定により提出いたします。

今回の修正案は、昨日、予算決算常任委員会に提出させていただいたものと内容が異なりますが、最終的な目的は同様です。この減額によって捻出される部分を子

どもたちのために使っていただきたいと思っております。議員の皆さんに賛同を求めるものです。

実際に、使っていただけるかどうかは市長、教育長をはじめとした執行部に委ねなければならないのですが、議会として子どもたちのために財源を確保したという事実は明確に記録されます。

修正の内容としては、議会議員の期末手当を現状維持とし、歳入で10款地方交付税の補正額2,000万円から70万6,000円を減額し1,929万4,000円に、歳出では、1款1項1目の議会費の補正額87万円から70万6,000円を減額し、16万4,000円にしようとするものです。

議員や特別職の期末手当を上げようという議案が審査されている裏では、現在、山崎、城下、染河内、波賀、千種の五つの小学校で行われている放課後チャレンジ塾という学力向上、広い意味で最近盛んに議論されている子どもの貧困対策にかかわる事業が年度途中にもかかわらず、予算不足を理由に打ち切れようとしています。もともとはひょうごがんばりタイムという県事業ですので、県からの補助が減額されたことが大きく影響しているとはいえ、年度途中で突然事業が打ち切られることがあっていいのでしょうか。しかも、年度いっぱい事業を継続するのに必要な額がおよそ50万円だと聞いています。したがって、今回の減額分70万6,000円があれば、とりあえずですが、年度いっぱい事業が継続できることとなります。

現在、放課後チャレンジ塾には多くの子どもたちが通い、そこにかかわっていただいている地域の方がいらっしゃいます。それが打ち切れようとしている事実を真摯に受けとめていただき、議員の期末手当増額分を子どもたちに宍粟市の将来のために回すという今回の修正案に賛同いただきますようお願い申し上げます。

議長（秋田裕三君） 鈴木浩之議員の説明は終わりました。

続いて、修正案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。昨日の予算決算常任委員会には、市長等の期末手当の減額も出ておったと思うんですけども、今回、議員だけに絞られたという理由は先ほどのこれによる財源を子どもたちに充ててほしいという意味合いからだけなのでしょうか。

議長（秋田裕三君） 13番、鈴木浩之議員。

13番（鈴木浩之君） 昨日は市長、副市長、教育長の特別職の部分も減額して御

提案申し上げたわけですけれども、結果としてそれが否決になっています。実際には約50万円の財源、これを何とか捻出、当然これまでも執行部のほうは、教育委員会等を含めて御努力いただいているとは思いますが、実際には予算が不足ということが打ち切れようとしているということ。それに充てるための財源で議員の報酬分だけで賄えるというふうに判断しましたので、昨日とはまた別の視点でということ修正案を出させていただいています。出した目的は同じではありますが、信義的なことも含め違うものとして提出させていただきました。これで御回答になっているでしょうか。

議長（秋田裕三君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第115号議案の討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、原案賛成者の発言を許します。

10番、西本 諭議員。

10番（西本 諭君） 第115号議案、平成28年度宍粟市一般会計補正予算（第3号）の議案につきまして、賛成の立場で討論を行います。

今回の補正予算につきましては、国の前倒し補正予算がついたことが大きく、特に今回は子育て、教育関連の予算が計上されており賛成といたします。

なお、平成32年で終了する合併特例債を有効に、かつ計画的に流用することを要望して賛成討論といたします。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（秋田裕三君） 次に、原案反対者の発言を許します。

15番、岡前治生議員。

15番（岡前治生君） 15番です。第115号議案に対する反対討論を行います。

今回の補正予算には、第106号、第107号議案で改正された期末手当の支給率の引き上げによる議員報酬、また市長等の給与等の増額が計上されています。反対理由は先ほど述べたとおりであります。

また、旧教育集会所補助金3,540万円が計上されておりますが、昨日の予算決算

常任委員会では、どこの自治会がどこに建てるのかも明らかにされていないということが明らかになっております。個人情報なら理解できることでありますが、多額の公金が使われるのに、その基本的な情報が公開されないということは、行政としてはあってはならないことであります。

その理由は定かではありませんが、その根拠法を調べてみますと、今、自治会の集会所に関して三つの要綱が定められております。一つは、宍粟市立集会所等の増築及び修理に関する要綱、これは平成26年5月30日に改正されています。そして、もう一つが宍粟市立旧集会所整備等事業補助金交付要綱、これが平成28年3月16日につくられて、5年間の時限立法で平成33年3月31日になっております。それと、もう一つは宍粟市自治会集会施設整備等事業補助金交付要綱、こういうふうな形で三つのいろんな補助金の交付要綱があります。

以前から申し上げていることでありますけれども、同和行政はもう既に一般行政と同じ取り扱いにするとということが定められております。そういう意味で考えますと、要綱でありますから議会にかからないうちに、市長サイドでこういう5年間の時限立法が定められたのかとは思いますが、こういうこと自体、ある意味同和行政の継続というふうに見られても仕方がないことではないかと思えます。できることであれば、この三つの補助金の交付要綱というのは一本化して、しかもそういう情報公開を渋るのではなくて、当然公金を使うわけですから、どこの地域にどいう集会所を建てるのか、その程度のことはきちっと議会に説明するのは当然のことだと思えます。

以上で討論を終わります。

議長（秋田裕三君） 次に、修正案に対する賛成者の討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 以上で討論を終わります。

次に、第116号議案から第124号議案についての討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（秋田裕三君） 御異議なしと認めます。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第115号議案を採決いたします。

本案については、鈴木浩之議員ほか2名より修正案が提出されておりますので、修正案について採決の後、原案の採決を行います。

まず、修正案について採決をいたします。

本修正案に賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

議長(秋田裕三君) 起立少数であります。

よって、修正案は否決されました。

次に、第115号議案の原案について採決をいたします。

第115号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

議長(秋田裕三君) 起立多数であります。

よって、第115号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第116号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第116号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第116号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第117号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第117号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第117号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第118号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第118号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第118号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第119号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第119号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第119号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第120号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第120号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第120号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第121号議案をいたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第121号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第121号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第122号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第122号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第122号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第123号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第123号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第123号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第124号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は、可決であります。

お諮りします。

第124号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(秋田裕三君) 御異議なしと認めます。

第124号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、12月14日午前9時30分から開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時43分 散会)